

令和 7 年 3 月 1 3 日制定

令和 7 年 10 月 28 日改定

一般社団法人 建設技能人材機構 (JAC)

令和 7 年度事業計画書

令和 7 年度において、JAC としては、建設分野における特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れの観点から、引き続き、特定技能 1 号・2 号評価試験、適正就労監理、広報活動等の各事業に取り組む。

これらに加え、令和 9 年度予定の育成就労制度の施行に伴い育成就労制度と特定技能制度の一体的運用が進められることも見据えつつ、特定技能外国人が中長期的に活躍できるキャリアパスの構築支援を図るため

(1)2 号移行も見据えた 1 号特定技能外国人等のスキルアップ支援

(2)海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の展開

(3)特定技能外国人にとって働きやすい職場づくり支援

等に資する事業について、更なる充実化をして取り組む。

(1)2 号移行も見据えた 1 号特定技能外国人等のスキルアップ支援

～2 号移行も見据えた日本語講座、専門技能スキルアップ研修、母国語安全衛生教育等による知識・技能習得支援・外国人のスキルアップ意欲喚起に資するインセンティブの付与～

○特定技能評価試験等

国内の特定技能 1 号及び 2 号評価試験について、東京、大阪等の各地において適切な頻度で実施するとともに、海外においては、ベトナム、フィリピン、インドネシア、カンボジア、ミャンマー、タイ、ネパール、モンゴル、スリランカ、バングラデシュ、ウズベキスタン、インド等で 1 号評価試験の実施に取り組む。その際には、国内における 2 号受験者数の増加傾向、海外におけるインドネシア等における受験者数の増加傾向を踏まえ、試験運営の実施環境（試験会場、試験回数等）の改善に機動的に取り組む。

受験者のテキスト理解度向上の観点から、過去問の公表、サンプル問題の翻訳等に取り組む。また、1 号・2 号試験問題数、試験時間の削減及び 2 号試験問題のルビふりについて、試験委員会におけるこれらの試行状況を踏まえた結論を得た後は、早急を実施する。それ以降も、年度途中の運用状況等を踏まえ、試験委員会において必要な見直しを検討する。

さらに、現在、インドネシア・フィリピン等 4 か国において、受験者の拡大の観点から実施している海外試験広報セミナーについて、発信内容の充実化に取り組むとともに、今後は、ベトナム等における実施について検討する。

無料職業紹介については、引き続き、広報等を通じた利用促進に取り組むとともに、海

外においては、特定募集情報等提供事業による海外試験合格者・求人会社への求人求職情報提供サービスの利用促進策として、ホームページの充実や説明会の開催等、求人企業や求職者の登録の拡大に取り組む。

#### ○正会員団体等による国内における専門技能スキルアップ研修支援

1号特定技能外国人等のスキルアップ環境整備の観点から、今後は、より多くの正会員団体において、技能検定の資格取得等に向けた「スキルアップ研修」が展開されるよう、事例集の作成等の様々な支援に取り組む。

また、2号評価試験合格を目指す外国人を対象とした「テキスト理解度向上サポート研修」の開設・普及支援に取り組む。

現在、会員企業が雇用する特定技能外国人等による特別教育・技能講習についての受講支援に取り組んでいるが、今後は専門技能スキルアップ研修等についても受講支援の対象とする。(現在、国内において、会員企業が雇用する特定技能外国人が、特別教育・技能講習を受講し、資格を取得した場合(厚生労働省の建設労働者技能実習コースを受講し、経費助成を受けた場合に限り)、当該経費助成部分を除き、JACが支援している。)

#### ○無料母国語安全衛生教育

令和6年7月から開始したJACによるオンライン無料母国語安全衛生教育について、より多くの特定技能外国人等の参加を図る観点から、

- ・特別教育について、令和7年度においては、10科目を追加(7科目→17科目)
- ・技能講習について、令和7年度においては、1科目を追加(5科目→6科目)

等に取り組むこととするが、科目の追加については今後のニーズ状況等も踏まえて適切に対応するとともに、参加登録教習機関の拡大等を通じた受講枠の拡大に取り組む。

(特別教育については、現在、「①足場の組み立て、解体又は変更の作業に係る業務」、「②フルハーネス型墜落防止器具を用いた業務」、「③新規入職者安全衛生教育」、「④建設業等における丸のこの等の取扱作業の安全」、「⑤自由研削といし」、「⑥第一種酸素欠乏危険場所における作業業務」、「⑦有機溶剤業務の知識」の7講座を提供しており、今後、「①玉掛け(1t未満)」、「②ローラーの運転」、「③小型車両系建設機械(3t未満)」、「④移動式クレーン等の運転(1t未満)」、「⑤フォークリフト(1t未満)の運転」、「⑥建設機械(コンクリートポンプ車)の運転」、「⑦高所作業車の運転」、「⑧電気取り扱い(低圧)」、「⑨特定粉塵作業」、「⑩石綿等が使用されている建物に係る業務」の10講座の追加に取り組む。

技能講習については、現在、「①小型移動式クレーンの運転(吊上げ荷重1t以上5t未満)」、「②玉掛け(1t以上)」、「③フォークリフトの運転(最大荷重1t以上)」、「④車両系建設機械の運転(機体重量3t以上)」、「⑤高所作業車の運転(10m以上)」の5講座を提供しており、今後、「ガス溶接」の1講座の追加に取り組む。

また、今後は、インドネシア、ベトナム等の海外において、現地の送り出し機関等との連

携のもと、海外ネット配信の活用により、入国前の外国人を対象とした特別教育の実施に取り組む。

#### ○無料日本語講座

無料日本語講座については、現在、オンライン方式をベースに、対面方式・e-ランニング方式も活用し、母国語で学ぶ日本語講座、建設現場の日本語講座、N5～2を目指す日本語講座」等の9講座を設けているが、引き続き、提供メニューの充実化に取り組むとともに、今後は、日本語学校等の関係機関と連携した利用促進広報に取り組む。

(現在、①オンライン日本語講座、②サンデー日本語教室、③N5～2を目指す日本語講座、④日本語のもじとごい、⑤日曜リアル日本語教室、⑥母国語で学ぶ日本語講座(インドネシア語・タガログ語)、⑦建設現場で使える日本語、⑧スマホで学日本語、⑨生活の漢字の9講座を提供している。うち、オンライン方式は①②③④⑥⑦⑨、対面方式は⑤、e-ランニング方式は⑧)

#### ○外国人のスキルアップ意欲喚起に資するインセンティブの付与

外国人のスキルアップ意欲喚起等の観点から、資格取得等奨励金制度(JAC2号評価試験又は技能検定1級に合格した場合に、受入企業・取得した外国人にそれぞれ10万円を支給等)を創設する。

また、特定技能外国人等の技能・経験に応じた評価の促進の観点から、CCUSへの資格・就業履歴の蓄積促進支援制度(カードリーダー導入支援、外国人履歴促進支援等)を創設する。

### (2)海外における建設業務説明会・スキルアップ研修の展開

～海外現地(インドネシア・ベトナム等)におけるJACと正会員団体との連携による効果的な建設業務説明会・スキルアップ研修の展開～

より多くの特定技能外国人材確保等の観点から、引き続き、正会員団体による海外現地における採用活動支援に取り組む。

そうした中、JACとしては、日本の建設業就労への関心を高める観点から、インドネシア、ベトナムにおける建設短期大学、工業高校等の先生等を対象とした「日本の建設業の魅力」等を説明する「建設業務説明会」の各地での開催に、現地政府、学校当局、送り出し機関等との連携のもと取り組む。これらの「建設業務説明会」の運営については、正会員団体等による海外現地における採用活動への貢献に十分留意する。

入国前の段階からの外国人のスキルアップを図る観点から、より多くの正会員団体において、海外現地における専門技能教育、日本語教育、安全衛生教育等を実施する「スキルアップ技能研修」が展開されるよう、現地説明会等の様々な支援に取り組む。

### (3)特定技能外国人等の地域共生推進支援

～特定技能外国人等の地域共生の推進支援、特定技能外国人等にとって働きやすい職場づくり支援に資する事業の展開～

- ・特定技能外国人一時帰国支援制度（一時帰国支援制度の対象要件を「1人1回限りを2回限りまで」及び「支援上限額5万円を8万円」に拡充）の更なる充実化・利用促進
- ・政府労災の上乗せ(死亡・後遺障害補償、休業補償)に係る特定技能外国人補償制度の更なる周知
- ・日常賠償事故(住居における水漏れ、自転車事故による接触事故等)に係る特定技能外国人補償制度の創設及び日常生活トラブルサポート無料コールセンターの設置・これらの周知
- ・特定技能外国人医療受診サポート(オンラインでの医療機関の受診予約、医療受診時のオンライン通訳サポート等)に係る無料コールセンターの設置・周知
- ・日本人従業員向け無料外国人共生講座の利用促進（外国人に伝わりやすい日本語講座等）
- ・特定技能外国人向け日本社会に関する理解促進プログラムの無料提供(特定技能外国人等の日本の文化や生活・マナーについての理解促進のための動画コンテンツのオンラインでの無料提供)
- ・CCUS 手数料支援制度の利用促進（管理者 ID 利用料 11,400 円/年、能力評価手数料 4,000 円/人の全額支援）

### (4)巡回訪問・母国語相談への対応等

建設特定技能受入計画の実施状況の確認のための巡回訪問、特定技能外国人からの苦情・相談に対応する母国語相談等を適正就労監理機関（一般財団法人国際建設技能振興機構 FITS）への委託により実施する。

### (5)広報活動

外国人や建設企業等に対する JAC が提供する支援メニュー、特定技能外国人制度等についての周知徹底の観点から、HP、会員へのダイレクトメール、SNS、ネット・建設専門紙広告、機関誌、説明会等の様々な媒体を活用した以下の広報活動の推進等に取り組む。

- ・ 会員、特定技能外国人等に対する支援メニューの周知、グッドプラクティスの普及
- ・ 特定技能外国人の受入れを希望する建設企業に対する制度説明会の開催
- ・ 特定技能外国人を目指す外国人に対する仕事セミナーの開催

その際には、会員企業向けダイレクトメールについては、建設専門紙、機関誌等における会員企業への訴求性の高い記事発信等に取り組むとともに、説明会についても、新たなターゲットも含めより幅広い関係者を対象とする等の改善に取り組む。

また、JACによる事業運営の透明性の確保等の観点から、会員等に対する事業内容に関する情報提供の改善に取り組む。

#### (6)制度運用改善調査

インドネシア・ベトナムにおける「建設業務説明会」の効果検証・改善方策等について、参加者アンケート、学校当局・送り出し機関等へのヒアリング等も踏まえた調査に取り組むとともに、インドネシア・ベトナム以外での展開可能性について、有識者等による現地実態調査等も踏まえた調査に取り組む。

また、今後の育成就労制度の施行を見据え、外国人技能者それぞれのニーズに合った多様なキャリアパス提供の観点から、受入企業に推奨すべきキャリアパス、外国人技能者の育成手法等について、企業・技能者アンケート、ヒアリング等の調査に取り組む。

#### (7)効果的かつ効率的な業務運営体制の整備

業務の効果的かつ効率的な運営の観点から、JACの情報通信システムの改修等に加え、今後の業務運営の基盤となる必要な人材、機材等の確保に取り組む。

特に、支援メニューの会員への提供の確実性、会員目線での手続き簡素化等に取り組む。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和7年10月29日から適用する。